

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠野市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

遠野市長

公表日

令和2年4月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>本事務は、国民健康保険法及び地方税法、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の届出により資格管理、被保険者証や限度額適用認定証等の交付、高額療養費等の保険給付、国民健康保険税の賦課徴収を行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>① 申請書や届出書に関する資格確認 ② 被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定確認 ③ 保険料の賦課徴収に関する事務</p>
③システムの名称	(1)国民健康保険システム(国民健康保険税) (2)国民健康保険システム(国保資格) (3)国民健康保険システム(国保給付) (4)団体内統合宛名システム (5)中間サーバー (6)国保総合システム (7)国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険システム(国民健康保険税ファイル) (2)国民健康保険システム(国保資格ファイル) (3)国民健康保険システム(国保給付ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二(情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠)42、43、44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条 (情報照会の根拠)第25、25の2、26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	遠野市総務企画部市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	遠野市 総務企画部 総務課 岩手県遠野市中央通り9番1号 0198-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	遠野市 総務企画部 総務課 岩手県遠野市中央通り9番1号 0198-62-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。</p> <p>番号法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で個人番号を利用する。</p>	<p>本事務は、国民健康保険法及び地方税法、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の届出により資格管理、被保険者証や限度額適用認定証等の交付、高額療養費等の保険給付、国民健康保険税の賦課徴収を行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>① 申請書や届出書に関する資格確認 ② 被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定確認 ③ 保険料の賦課徴収に関する事務</p>	事後	
平成30年4月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	<p>(1) 国民健康保険システム(国民健康保険税) (2) 国民健康保険システム(国保資格) (3) 国民健康保険システム(国保給付) (4) 団体内統合宛名システム (5) 中間サーバー</p>	<p>(1) 国民健康保険システム(国民健康保険税) (2) 国民健康保険システム(国保資格) (3) 国民健康保険システム(国保給付) (4) 団体内統合宛名システム (5) 中間サーバー (6) 国保総合システム (7) 国保情報集約システム</p>	事後	
平成30年4月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 (情報照会の根拠) 42項、43項、44項 (情報提供の根拠) 42項、43項、44項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報照会の根拠) 第25条 (情報提供の根拠) 第25条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 (情報照会の根拠) 42、43、44の項 (情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、38、42、58、62、78、80、87、93、97、106、120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報照会の根拠) 第25条 (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条</p>	事後	
平成30年4月27日	I 7. 請求先、8. 連絡先の住所等	岩手県遠野市東館町8番12号	岩手県遠野市中央通り9番1号	事後	

